

○御代田町新エネルギー導入奨励金交付要綱

平成18年3月15日告示第8号

改正

平成20年3月3日告示第4号

平成21年6月26日告示第20号

平成22年12月13日告示第41号

平成23年9月2日告示第30号

平成24年8月1日告示第20号

平成26年9月18日告示第22号

平成28年3月14日告示第7号

御代田町新エネルギー導入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御代田町が地球温暖化防止策の一つとして推進している新エネルギーの導入を促進するため、町内の住民が自ら設置する新エネルギー設備の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、御代田町補助金等交付規則（昭和50年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）

ア 太陽光発電設備（住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置）

イ 太陽熱利用設備

ウ 小型風力発電設備

エ 小水力発電設備

オ 天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車

カ 天然ガスコージェネレーション設備

キ 上記に類する設備で町長が認めたもの

(2) 住民 御代田町に住民登録した個人

(3) 住宅 住民が自ら居住する住宅（町内に存するものに限る。）

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象者は、住民とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

(1) 交付申請時に、町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税など）を滞納している者

(2) この要綱に定める奨励金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 交付申請時に、町内に住所を有しない者及び町内の住宅に居住していない者

3 天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車については、住民が自家用車として使用するもので町内の駐車場所（借用を含む。）に駐車するものを対象とする。

4 太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び天然ガスコージェネレーション設備については、住民が町内に居住し又は居住する予定の住宅に設置したものを対象とする。ただし、当該設備の設置に対し、町から他の補助金等の交付を受けているものを除く。

5 小型風力発電設備及び小水力発電設備については、町内に設置し使用承諾権を得ているものとする。

6 前2項に掲げる設備は、発生したエネルギーを住宅に供するものとする。ただし、余剰したエネルギーについては、この限りではない。

7 対象設備は未使用のものに限る。

8 対象設備の区別に1世帯1件までを対象とする。

9 対象設備は購入額が20万円以上のものとする。

(奨励金額の算出方法)

第4条 奨励金額は、次の表に掲げる計算式により算出するものとし、1,000円未満の端数が生じたと

きは、これを切り捨てるものとする。ただし、上限は10万円とする。

交付対象設備の区分	対象設備の購入額	計算式
太陽光発電設備	20万円以上	発電能力1kW当たり3万円
太陽光発電設備以外の対象設備	20万円以上100万円未満	購入額×0.05
	100万円以上200万円未満	購入額×0.04+1万円
	200万円以上	購入額×0.03+3万円

(交付年度)

第5条 この奨励金は、対象設備の設置を完了した日の属する年度の3月31日までに購入代金を完納したのに対して交付する。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置が完了した日の属する年度の3月31日までに、奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は、奨励金交付申請書が提出されたときは、内容を審査して奨励金の可否を決定する。

2 奨励金の交付を決定する場合は、奨励金額の確定を行い、奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 奨励金を交付しない場合は、理由を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付及び交付請求書)

第8条 奨励金の交付を決定したときは、申請者から交付請求のあった日から1か月以内に奨励金を交付するものとする。

(協力)

第9条 町長は奨励金交付者に対し、必要に応じて対象設備の使用に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月26日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年12月13日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月2日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年8月1日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月18日告示第22号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月14日告示第7号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式(省略)